

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

取りやめ

税務署受付印

		整理番号	
令和 5 年 4 月 1 日 麴町 税務署長殿 (所轄外税務署長) 税務署長殿 (規則第 5 条第 4 項において準用する規則第 2 条第 10 項の規定を適用して提出する理由)	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	チヨダク カスミガセキ 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1 (電話番号 03-XXXX-XXXX)	
	(フリガナ) 名称(屋号)	カスミショウジ カブシキガイシャ 霞商事 株式会社	
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
	(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	チヨダク オオテマチ Δ-Δ-Δ 千代田区大手町 Δ-Δ-Δ (電話番号 03-YYYY-YYYY)	
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 5 年 5 月 1 日以後保存等を行う国税関係帳簿について、法第 8 条第 4 項の特例の適用を取りやめますので、規則第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。 ・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 令和 4 年 6 月 30 日			

保存	この欄は記載不要です		
1			
根拠			
2			
(例)			
を「書			
3	その他参考となる事項		
・この届出書に係る担当部署：経理部経理課、電話番号 03-XXXX-XXXX			
「旧法第 4 条第 3 項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」 (保存している ・ 廃棄した)			

税理士署名	
-------	--

税務署処理欄	同時提出届出書		回付先		整理簿
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒()		管理 運営	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局()	
	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認 (摘要)
	年 月 日		年 月 日		

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

取りやめ

整理番号

令和 4 年 2 月 1 日

麴町 税務署長殿
(所轄外税務署長)

税務署長殿
(規則第 5 条第 4 項において準用する規則第 2 条第 10 項の規定を適用して提出する理由)

(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地
 チヨダク カスミガセキ 3-1-1
 千代田区霞が関 3-1-1
 (電話番号 03-XXXX-XXXX)

(フリガナ) 名称 (屋号)
 カシミショウジ カブシキガイシャ
 霞商事 株式会社

法人番号
 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 | 4

(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名
 コクセイ タロウ
 国税 太郎

(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所
 チヨダク オオテマチ Δ-Δ-Δ
 千代田区大手町 Δ-Δ-Δ
 (電話番号 03-YYYY-YYYY)

この欄は記載不要です

令和 4 年 4 月 1 日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等 (上段) 保存場所 (下段)	
根拠税法	名称等				
法人税法	請求書 (控)	令和 2 年 3 月 31 日	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 COM スキャナ	千代田区霞が関 3-1-1 同上	
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		
		年 月 日	電磁的記録 COM スキャナ		

(注) 「当初の承認を受けた年月日」は、原則として「備付け開始日」又は「書類の保存に代える日」の前日になります。

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

(例) EDIの全面的な導入に伴い、書面にて請求書を送付することがなくなったことから、「システムから書面へ出力せず、システム内のデータを保存し画面で確認を行う」と保存規程を変更したので、請求書(控)の保存が不要となった。

3 その他参考となる事項

・この届出書に係る担当部署：経理部経理課、電話番号 03-XXXX-XXXX

「旧法第 4 条第 3 項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」
 (保存している ・ 廃棄した)

税理士署名

旧法第 4 条第 3 項の承認を受けている書類の電磁的記録による保存の取りやめの場合、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、現在保存している電磁的記録を今後も保存する必要がありますのでご注意ください。

同時提出届出書

個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・諸税・酒 () 運営 諸税・酒・局 ()

通信日付印 確認 入力年月日 入力担当者 番号確認 (摘要)

年 月 日 年 月 日